

# 神奈川RB 第9回総会 資料



開催日時:2007年2月4日(日) 10:30～  
会場:かながわ県民活動サポートセンター 301会議室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

# 神奈川 RB 総会資料 目次

---

内 容	ページ
1 神奈川 RB 第9回総会次第	3
2 神奈川 RB 宣言	4
3 2006年度を総括して ～代表より～	5
4 2006年度 活動報告に関する件	6
5 2006年度 会計報告に関する件	7
6 2007年度 役員選出に関する件	8
7 2007年度 活動計画に関する件	9
8 2007年度 予算案に関する件	10
9 神奈川 RB 規約	11
10 神奈川 RB 組織図	17
11 神奈川 RB 会議構成図	18
12 神奈川 RB 会員分布表	19
13 神奈川 RB アマチュア無線クラブ通常総会資料	20
14 神奈川 RB 連絡先	24

# 神奈川 RB 第 9 回総会 次第

---

## －第 1 部 神奈川 RB 総会－

- 1 開会
- 2 総会議事
  - 2006 年度 活動報告に関する件
  - 2006 年度 決算に関する件
  - 2007 年度 役員選出に関する件
  - 2007 年度 活動計画に関する件
  - 2007 年度 予算案に関する件
  - 神奈川 RB 規約改正に関する件
- 3 2007 年度代表挨拶
- 4 2007 年度役員・リーダー紹介
- 5 お知らせ
- 6 閉会

## －第 2 部 アマチュア無線クラブ総会－

- 1 開会
- 2 総会議事
  - 2006 年度 活動報告に関する件
  - 2006 年度 決算に関する件
  - 定款見直しに関する件
  - 2007 年度 理事選出に関する件
  - 2007 年度 活動計画に関する件
- 3 2007 年度代表挨拶
- 4 2007 年度役員・リーダー紹介
- 5 お知らせ
- 6 閉会

## 神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時においてオートバイの機動性を活かして被災地のために救援活動とその支援を行います
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし活動上発生した傷害は加害被害を問わず自己責任とします
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

## 2006 年度を総括して ～代表より～

---

神奈川RBは1997年の7月に発起人会を発足して活動を開始して以来、今年で早10年になります。

ボランティア活動に関して素人集団であった我々が、停滞することなく活動を継続できていること、実質的な活動を遂行できる能力を持てたこと、また狭い範囲ではありますが関係機関・団体に対して神奈川RBを認知頂けたことをとても嬉しく思います。これは何より神奈川RB会員各位の持続的な努力・貢献によるものです。大変ありがとうございました。

この10年を思い出してみると災害支援などの活動もちろん大きな出来事ではありますが、会として考えると会員の入れ替わりの多さに気づきます。

サラリーマンの多い神奈川という土地を象徴していますが、10年間も活動を継続できている理由としてこの入れ替わりの多さが神奈川RBに良い新陳代謝を与えてくれている様に思えます。

また転出された方も良好な関係を持ち続けることができおり、形としては見えにくい少なくない支援も頂いています。また新たに入会されたメンバーや発想の柔軟なメンバーを中心として、普段の活動に随時新しい要素が盛り込まれていくことも神奈川RBの良い特徴です。

この様に10年を振り返ってみても黎明期の苦労や過去の実績に対する思いは薄く、その時その時に／必要なことを／無理のない範囲で／楽しく興味を持って、活動できたことが思い出されます。

神奈川RBの良さはたくさんあるとは思いますが、今の形を継続する必要はありません。10年経っても20年経っても現在の神奈川RBの様に、去年設立したかと思える様な瑞々(みずみず)しい団体として活動を続けられると嬉しく思います。

2006年度神奈川RB代表 井上哲也

## 2006年度 活動報告に関する件

月	日	イベント内容 (担当者)	開催場所
1月	14日 15日	防災ギャザリング from かながわ 展示参加 (辻谷)	横浜市 県民活動サポートセンター
2月	5日	第8回総会・新年会 (辻谷・太田)	横浜市 県民活動サポートセンター
3月	5日	3月5日運営ミーティング	海老名市 海老名サポートセンター
4月	1日 2日 15日 16日	無線通信訓練 (沢田) (神奈川非常通信通信コンテスト参加) 運営ミーティング 走ろう会ツーリング (後藤)	横浜市 県民活動サポートセンター 静岡県 BBRoad
5月	3日 13日 14日 27日	中国四国RB合同・広島フラワーフェスティバルパ レード参加 (矢代) 安全運転講習会 運営ミーティング 第37回二輪車安全運転神奈川県大会	広島県 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場
6月	4日 4日 11日 18日	運営ミーティング 消防訓練センター整備 (尾崎) 相模原市津久井赤十字病院フェスティバル (矢代) トライアル走行訓練 (尾崎・夏賀) トライアル走行訓練 (尾崎・夏賀)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市 消防訓練センター 津久井町 津久井赤十字病院 横浜市 消防訓練センター 横浜市 消防訓練センター
7月	2日 9日 15日	運営ミーティング グッドライダーミーティング (矢代) 安全運転講習会	海老名市 海老名サポートセンター 平塚市 荒井自動車学校花水校 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場
8月	5日 6日	横浜市防災キャンプ (尾崎)	武蔵工業大学
9月	2日 3日 9日 23日	防災訓練現地実走確認 (後藤) 防災訓練現地予行演習 (後藤) 八都県市総合防災訓練 安全運転講習会 安全運転講習会	海老名市 海老名市役所 海老名市 海老名市役所 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場
10月	1日 14日 28日	10月1日運営ミーティング おにがわらツーリング 救命法競技会見学 (大谷)	横浜市 県民活動サポートセンター 山梨県北杜市 おにがわら 横浜市中区
11月	5日 18日	運営ミーティング 臨時運営ミーティング	海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
12月	3日	オフオン2輪4輪走行訓練 (尾崎)	横浜市 消防訓練センター

# 2006年度 決算に関する件

## 2006年度神奈川RB決算に関する件(総会議事)

自2006年1月1日 至2006年12月31日

### 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	278,190	
会費	123,000	
寄付	4,000	中島信義様
備品売上	0	
備品貸与	3,000	
雑収入	2,229	郵便貯金利息他
合計	410,419	

### 2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	19,946	ポスターなど
交通費	0	
備品代	3,358	走行訓練整備用品
会場費	4,570	総会会場費
通信費	22,150	切手代他
諸会費	18,020	サポセンロッカー、神災ボラ会費他
消耗品代	8,721	封筒、他
雑費	3,810	振込み手数料他
次期繰越金	330,844	郵便貯金、SMBC神田
合計	410,419	

上記2005年度決算報告書を監査の上、問題が無いことを確認した。

神奈川RB会計監査

山田泰

神奈川RB会計監査

梶エミ子

## 2007年度 役員選出に関する件

---

以下の者を 2007 年度神奈川 RB 役員として推薦致します。

代表	矢代 幸雄
副代表	伊藤 和博
	後藤 猛
	沢田 健介
	永野 靖彦
	夏賀 英樹
	原田 裕史
事務局長	手塚 則生
会計監査	梶 エミ子
	山田 泰

## 2007年度 活動計画に関する件

月	日	イベント内容 (担当者)	開催場所
1月	15日	臨時ミーティング (後藤)	海老名市 海老名サポートセンター
2月	4日 4日	2005年度 神奈川RB 総会 (役員) 親睦会 (手塚)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市神奈川区 やきとり「ゆう」
3月	11日 未定 未定	サーキット走行会【Circuit Fan Festa】(辻谷) 運営ミーティング (事務局) 会報発送作業 (事務局)	山梨県韮崎市 スポーツランド山梨 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
4月	7日 未定 未定 未定	無線通信訓練【非常通信訓練コンテスト】(情報通信分科会) 運営ミーティング (事務局) 走ろう会 ツーリング (バイク活動分科会) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	神奈川県内および近県 横浜市 県民活動サポートセンター 未定 横浜市 消防訓練センター
5月	20日 未定 下旬 未定	サーキット走行会【Circuit Fan Festa】(辻谷) 運営ミーティング (事務局) 第38回二輪車安全運転神奈川県大会 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	山梨県韮崎市 スポーツランド山梨 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場 横浜市 消防訓練センター
6月	未定 未定	運営ミーティング (事務局) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市 消防訓練センター
7月	8日 未定 未定	屋外無線運用訓練【6m&Down コンテスト】(情報通信分科会) 運営ミーティング (事務局) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	神奈川県内または近県 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 消防訓練センター
8月	5日 未定 下旬	サーキット走行会・耐久レース【Circuit Fan Festa】(辻谷) 運営ミーティング 縣市合同総合防災訓練 現地打ち合わせ (役員・震災時活動研究分科会)	山梨県韮崎市 スポーツランド山梨 横浜市 県民活動サポートセンター 未定
9月	月上旬 未定 未定	縣市合同総合防災訓練 (役員・震災時活動研究分科会) 運営ミーティング (事務局) 会報発送作業 (事務局)	未定 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
10月	7日 未定 未定	サーキット走行会・耐久レース【Circuit Fan Festa】(辻谷) 運営ミーティング (事務局) 走ろう会 ツーリング (バイク活動分科会)	山梨県韮崎市 スポーツランド山梨 横浜市 県民活動サポートセンター 未定
11月	4日 未定 未定	サーキット走行会【Circuit Fan Festa】(辻谷) 運営ミーティング (事務局) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	山梨県韮崎市 スポーツランド山梨 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 消防訓練センター
12月	未定 未定 未定	運営ミーティング (事務局) 2006年 忘年会 (事務局) 会報発送作業 (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター 未定 横浜市 県民活動サポートセンター

# 2007年度 予算案に関する件

## 2007年度神奈川RB予算に関する件(総会議事)

自2007年1月1日 至2008年12月31日

### 1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	330,844	
会費	135,000	@3000×45名
合計	465,844	

### 2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	20,000	ポスター他
交通費	50,000	活動費補助他
通信費	20,000	切手代他
諸会費	40,000	HP保守、神災ボラ会費、JARL 他
消耗品代	10,000	封筒他
備品代	40,000	無線機購入代
雑費	5,000	振込み手数料他
会場費	10,000	走行訓練会場費他
予備費	280,844	
合計	465,844	

# 神奈川RB規約

---

## 【神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク規約】

### 第1章 総則

(名 称)

#### 第1条

本会は、「神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。  
2. 通称を「神奈川RB」とする。

(目 的)

#### 第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)

#### 第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

(事 業)

#### 第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 会員の訓練及び研修。
- ② 会員相互の交流と親睦に関する活動。
- ③ 本会の広報活動と啓蒙活動。
- ④ 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。
- ⑤ 震災に関する情報収集、研究。
- ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業。

#### 第5条

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

### 第2章 会員及び会費

(会 員)

#### 第6条

会員は本会の目的、理念に賛同する者とする。

# 神奈川RB規約

---

(会員の権利)

## 第7条

会員は本会の目的に必要なすべての権利を有する。

(会員の義務)

## 第8条

会員は本会に入会手続きを行うとともに本規約及び別途定める細則などを遵守する。

(会費などの納入義務)

## 第9条

会員は細則に示す年会費を当該年度中に納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

## 第10条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 除名

(退会)

## 第11条

退会する会員は別途定める退会届を提出するものとする。

2. 会費はいかなる理由でも返金しない

(除名)

## 第12条

会員が各号のひとつに該当する時は運営ミーティングの審議並びに代表の承認によりこれを除名することができる。

- ① 本会の名誉を著しく毀損した場合。
- ② 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。
- ③ 本会の秩序を損なう行為を行った場合。

## 第3章 総会

(総会の構成)

## 第13条

本会の総会は会員を持って構成する。

# 神奈川RB 規約

---

(総会の種類)

## 第14条

本会の総会は通常総会、及び臨時総会とする。

(総会の招集)

## 第15条

通常総会は、毎年1回代表が招集する。

2. 臨時総会は次に掲げる号に従い代表が招集する。

- ① 代表が必要と認めたとき
- ② 運営会議で必要と決議したとき
- ③ 3分の1以上の会員より召集の請求があったとき

3. 会計監査が召集の必要を認めたとき

4. 総会の招集は会議の目的ならびに日時などを記載した書面を持って会日の10日前までに発信通知しなければならない。

(総会の議長)

## 第16条

総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(総会の決議)

## 第17条

総会は第15条の手続きによって成立し、委任状を含む出席会員の過半数をもってこれを決議する。

(表決権)

## 第18条

会員は総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

## 第19条

次の事項は総会の議決を要する。

- ① 規約の変更
- ② 事業計画及び収支予算の決算報告
- ③ 事業報告及び会計報告
- ④ 役員を選任並びに解任
- ⑤ 本会の解散
- ⑥ 5号の場合の精算人の選任および残余財産の処分方法
- ⑦ その他特に重要な事項

# 神奈川RB規約

---

(総会の特別決議)

## 第20条

前第19条第1号、第5号及び第6号に掲げる事項の決議は委任状を含む出席会員の3分の2以上の多数でこれを決議する。

(総会の決議事項の通知)

## 第21条

代表は総会の終了後遅滞なく決議事項を会員に通知する。

(総会の議事録)

## 第22条

総会の議事については議事録を作成する。

## 第4章 役員

(役員の種類、人数)

## 第23条

本会役員は、以下の通りとする。

- |        |     |
|--------|-----|
| ① 代表   | 1名  |
| ② 副代表  | 若干名 |
| ③ 事務局長 | 1名  |
| ④ 会計監査 | 2名  |

(役員資格)

## 第24条

役員は会員であり総会において選任及び解任される。

2. 役員の前任は妨げない。

(役員任期)

## 第25条

役員任期は選任以降から事業年度の総会までとする。

2. 期の半ばに選任された役員任期は当該年度の総会までとする。

(役員任務)

## 第26条

1. 代表は、本会を代表し、事業を総理する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合職務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。

# 神奈川RB 規約

---

4. 会計監査は、本会の業務執行並びに会計状況を監査する。

## 第5章 運営ミーティング

(運営ミーティングの構成)

第27条

本会の運営ミーティングは会員をもって構成される。

(運営ミーティングの招集)

第28条

運営ミーティングは必要に応じ役員が召集する。

(運営ミーティングの議長)

第29条

運営ミーティングの議長は出席した会員の中から選任する。

(運営ミーティングの決議)

第30条

運営ミーティングの決議は出席会員の過半数をもって行う。

(運営ミーティングの決議事項)

第31条

運営ミーティングでは本会の運営に関する諸課題について決議する。

(運営ミーティングの議事録)

第32条

運営ミーティングの議事は議事録を作成しこれを保管する。

## 第6章 事務局・分科会等

(事務局)

第33条

本会は本会運営に必要な事務を分掌するために事務局を置く。

(分科会等)

第34条

本会は担当分野毎に分科会を置き本会の目的達成に必要な活動を行う。

① 分科会にはリーダーを置く

# 神奈川RB規約

---

(地区リーダー)

第35条

本会は県内を分割して本会の目的達成に必要な活動を行う。

- ① 各地区にはリーダーを置く

## 第7章 会計

(会計年度)

第36条

本会の会計年度は毎年1月1日から12月末日までとする。

(収支報告)

第37条

本会の会計報告は総会において行われる。

## 第8章 管理

(規約などの設置)

第38条

代表は規約、細則、並びに総会及び運営ミーティングの議事録を事務局に備え置く。

(報告書)

第39条

代表は事業年度終了後、その任期中の年度にかかる各号に掲げる報告書を作成し会計監査に提出する。

- ① 事業報告書
- ② 会計報告書

付則

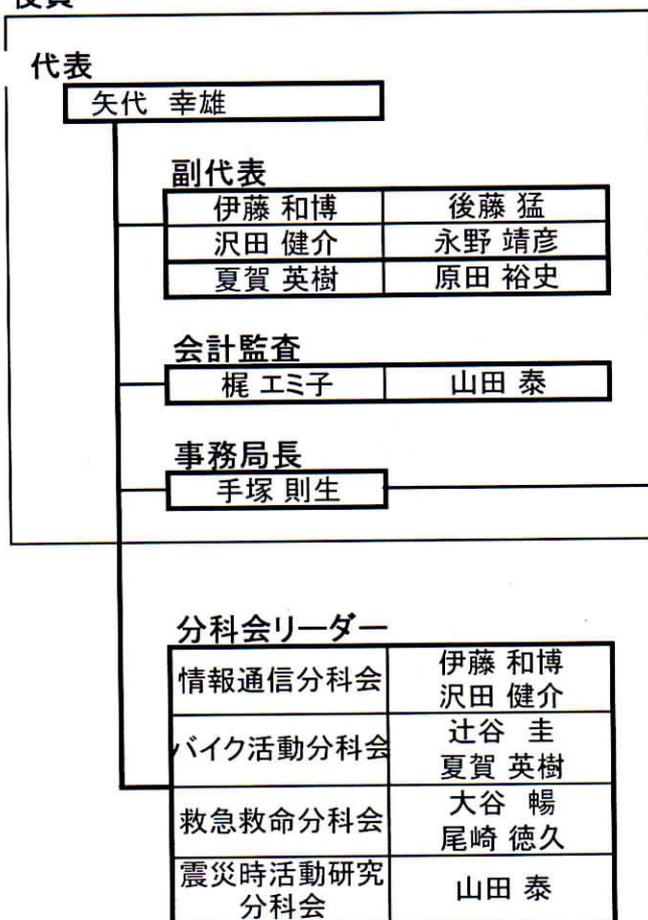
1. 本規約は2003年2月9日に改訂し、同日より施行する。

細則

1. 規約第9条の会費については以下に定める。
  - ① 会員は年会費3,000円を事業年度中に納入する。
  - ② 中途加入の会員は①号、若しくは年度残月数に応じて月額300円を事業年度中に納入する。

# 神奈川RB 組織図

## 役員



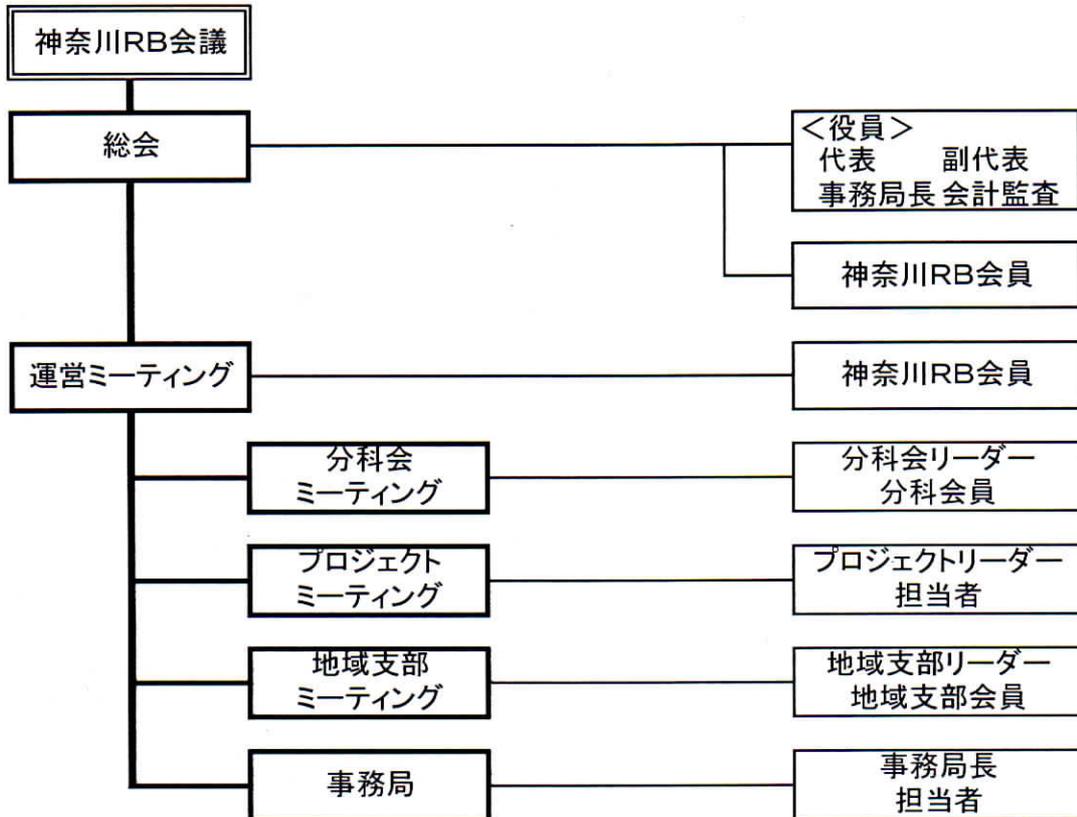
## 事務局

会計	太田 隆行
ホームページ・ML	Webチーム
Webチームリーダー	原田・渡部
同メンバー	井上、池田、手塚、辻谷、沢田
インターネット受付	役員
広報、渉外	役員
会員名簿管理	事務局長
関連団体名簿管理	矢代 幸雄
会報	太田 隆行
3ヶ月予定作成	太田 隆行
発送作業取りまとめ	手塚 則生
横浜ロッカー管理	山田 泰
海老名ロッカー管理	永山 充

神奈川RB会員  
53名

- \* 地区リーダーは必要が生じた時に制定する。
- \* 外部からの問い合わせ窓口はWebチームが行う。
- \* 「バイク分科会」は「バイク活動分科会」に改名する。
- \* 今期は主要分科会リーダーを2人体制とする。
- \* 各分科会や活動支援のため、今期は副代表を6人とする。

# 神奈川RB 会議構成図



# 神奈川RB 会員分布表

会員 No.	名前	地区 (住所)	会員 No.	名前	地区 (住所)
1	山田 泰	南部 (鎌倉市)	61	舟田 裕	東部 (川崎市高津区)
2	中島 信義	(山梨県北杜市)	64	太田 隆行	東部 (川崎市麻生区)
5	井上 哲也	南部 (横浜市戸塚区)	67	杉野 紀行	南部 (川崎市幸区)
7	梶 エミ子	東部 (川崎市麻生区)	74	辻谷 圭	南部 (横浜市金沢区)
9	太田 真幸	南部 (横浜市栄区)	77	鈴木 啓司	東部 (東京都港区)
10	加藤 路香	西部 (厚木市)	80	加藤 克美	西部 (厚木市)
12	山本 泰彦	南部 (横浜市港北区)	81	後藤 猛	西部 (海老名市)
15	伊藤 浩章	南部 (横浜市栄区)	82	夏賀 英樹	東部 (川崎市麻生区)
16	鈴木 功	西部 (伊勢原市)	83	梶 修平	東部 (川崎市麻生区)
17	加藤 英宗	西部 (厚木市)	84	尾崎 徳久	南部 (横浜市保土ヶ谷区)
18	永山 充	西部 (伊勢原市)	85	小波 浩通	南部 (横須賀市)
22	原田 裕史	東部 (川崎市中原区)	87	永野 靖彦	北部 (相模原市)
24	沖野 雅之	南部 (横浜市都筑区)	88	永野 貴子	北部 (相模原市)
26	宇波 郁道	北部 (相模原市)	89	島崎 亮平	南部 (鎌倉市)
27	宇田津 省二	南部 (横浜市青葉区)	90	田中 博之	西部 (中郡大磯町)
29	佐藤 眞澄	東部 (川崎市宮前区)	91	川崎 祐佳	西部 (伊勢原市)
36	池田 喜由	北部 (相模原市)	93	渡部 祐史	南部 (横浜市鶴見区)
38	古賀 陽一	南部 (横浜市青葉区)	94	沢田 健介	南部 (横浜市神奈川区)
40	河内 善徳	南部 (横浜市保土ヶ谷区)	95	氏家 康太	西部 (海老名市)
45	菊田 誠	南部 (横浜市緑区)	96	大野 慎司	西部 (平塚市)
52	矢代 幸雄	北部 (津久井郡城山町)	97	伊藤 和博	南部 (横浜市戸塚区)
53	手塚 則生	南部 (横浜市港北区)	98	大谷 暢	西部 (平塚市)
54	田村 良平	北部 (相模原市)	99	中山 知則	南部 (鎌倉市)
56	永田 雅人	南部 (藤沢市)	100	藤本 卓司	東部 (川崎市中原区)
57	神林 邦彦	南部 (横浜市戸塚区)	101	梶 浩司	東部 (川崎市麻生区)
59	渡辺 和也	西部 (相模原市)	102	山中 光彦	西部 (海老名市)
60	村井 浩久	東部 (川崎市宮前区)			

2007.2.4 現在 53名

## 会員名簿について

- \* 会員名簿は事務局長により管理されています。
- \* 名簿の記載内容は、本人の承諾なしに公表されたり利用されたりすることはありませんが、神奈川RBの活動において必要とされる場合には、そのリーダー等に知らされることがあります。
- \* 名簿の記載内容に変更が生じた場合は速やかに事務局長へご連絡ください。
- \* 名簿を使用する際には、使用目的を添えて事務局長へ申し出てください。

# 神奈川 RB アマチュア無線クラブ 2007 年通常総会

2007 年 2 月 4 日(日) かながわ県民活動サポートセンター

作成: 沢田健介(情報通信分科会)

## 1. 活動報告

- 2006/4/2 神奈川 RB のクラブ局開局起案(杉野さん)
- 2006/7/2 クラブ局開局案提示(沢田)
- 2006/7/4~14 意見募集(沢田)
- 2006/7/26 役員会でクラブ局開設案合意
- 2006/8/6 無線設備調達(沢田)
- 2006/8/8 無線局免許申請(関東総合通信局)
- 2006/8/25 無線局免許(コールサイン JQ1Y0B, 145/435MHz FM 20W)
- 2006/9/2 八都県市総合防災訓練で訓練運用(海老名市)

## 2. 決算報告

日付	適用	収入	支出	残高	備考
2006/7/28	局免許申請書類		840 円		市販品
〃	局免許申請用収入印紙		4300 円		開局申請
2006/8/8	申請書郵送料		440 円		簡易書留
2006/10	電波使用料		500 円		1 年分
	合計	0 円	6080 円		

## 3. 定款見直し

必要があれば定款の見直しを行なう。

## 4. 理事選出

定款により理事の任期は 1 年。通常総会(本会)において再選任を行なうこととあるが、2007 年総会ではクラブ発足時の理事(以下)の承認を行う。

- ・ 会長(1 名) 沢田健介(JL1GJE)
- ・ 副会長(2 名) 山田泰(JR1HDE), 神林邦彦(7N4LKR)
- ・ 監事(1 名) 太田隆行(7N4MOY)

## 5. 活動計画

- ・ 無線通信訓練(2007 年 4 月)
- ・ 移動運用訓練(2007 年 8 月)
- ・ アマチュア無線免許取得者支援(随時)
- ・ 懇親会(適宜)

# 神奈川RBアマチュア無線クラブ定款

## (名称)

第1条 本社は、神奈川RBアマチュア無線クラブと称する。

## (事務所)

第2条 本社の事務所および常置場所は、本定款第11条で定める会長の自宅内に置く。

## (目的)

第3条 本社は、無線通信技術の自己訓練及び、災害時等における有効な通信技術の研究業務を行うことを目的として設立する。

## (事業)

第4条 本社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員同士が必要と認めるときは、随時各会員間の無線交信訓練を行う
- (2) 会員同士の会合を持ち、技術の習得と情報交換及びその他の事業を行う
- (3) 本社团局の運用を行うとともに、災害時に於いては災害支援活動を行う
- (4) 会員同士の親睦と無線技術の向上を目的に、移動運用等の訓練行事を行う
- (5) 防災訓練や非常通信訓練等に参加し、訓練のための無線通信を行う
- (6) アマチュア無線を始めようとする人に対し、免許取得及び開局のための援助活動を行う

## (入会の資格)

第5条 オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより震災時の情報活動や救援活動の支援を行い地域社会に貢献することを目的とし、神奈川県内を主な活動場所とする非営利ボランティア団体である神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク(神奈川RB)の正会員で、且つ、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者(施行規則第34条の8に規定する者を含む)のうち希望する者に本社团に入会する資格を与える。

## (会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に会員の資格を失う。

- (1) 神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの正会員でなくなったとき
- (2) 有効な無線従事者の資格(施行規則第34条の8に規定する者を含む)を有しなくなったとき

## (会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本社团が設置する無線設備を、保有する無線従事者資格の操作範囲内で操作する権利
- (2) 総会において議決権を行使する権利

## (会費)

第8条 本社团の入会費および会費は無料とする。社团の維持のために必要な経費は、神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク事務局から承認の上、提供を受けるものとする。

## (役員)

第9条 本社团に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し本会の運営を総括する。  
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長に代わり本会を代表する。  
監事は、本会の運営・会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は1年とし、毎年1回、本定款第12条に定める総会に於いて本会の会員の中から選出される。  
任期の途中で退任した場合は、全役員協議のうえ新役員を選出するものとする。  
その場合の仕事は前役員の仕事期間とする。  
ただし、後任者が選出出来ない場合は、次の役員選出まで欠員とする。

(総会)

第12条 本会の運営に関しては、毎年1回、総会に於いて年間の事業計画を決定する。総会は、その便宜上、神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの年次総会と同時に開催するものとする。ただし会長が必要と認めた場合は随時、臨時総会を開催することを妨げない。臨時総会の機能は総会に準ずるものとする。総会では次の事項を審議する。

- (1) 会計報告
- (2) 活動報告及び事業計画
- (3) 役員の仕事
- (4) その他必要な事項

(資産)

第13条 本会の資産は、本会が設置する無線設備およびその周辺機器とする。

(改正)

第14条 本規約は、総会において改正することが出来る。

(規定外事項)

第15条 本定款に記載のない事項および疑義事項については、別に定める神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの会員規約に準ずるものとする。

付則

本規約は平成18年9月1日から効力を有する。

# 神奈川県アマチュア無線クラブ構成員名簿 (2007年2月1日現在)

氏名	コールサイン	備考
沢田 健介	JL1GJE	会長
山田 泰	JR1HDE	副会長
神林 邦彦	7N4LKR	副会長
太田 隆行	7N4MOY	監事
杉野 紀行	7L1GX1	
大谷 暢	7M1RDL	
井上 哲也	7M4PYL	
梶 エミ子	7M4TCM	
永山 充	7N4FFW	
尾崎 徳久	JA1WSM	
伊藤 和博	JE1BQT	
矢代 幸雄	JE1DYA	
原田 裕史	JE1SIZ	
渡部 祐史	J11TOB	

以上

# 神奈川 R B 連絡先

---

代表 : 矢代 幸雄  
郵送先 : 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター レターケース No.81

※宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

E-Mail :

F A X : 045-312-1862 (かながわ県民活動サポートセンター内 FAX を借用)

※宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

ホームページ : <http://www.kanagawarb.org/index.html>

携帯サイト : <http://k.excite.co.jp/hp/u/krpkrb>

資料作成 : 2007.1.31

© Kay Tsujitani